



大崎上島町

令和7年11月19日

高額介護サービス費の誤入金について

町では、高額介護サービス費の支給を、誤って別人に入金したことが判明しました。本件を厳粛に受け止めるとともに、再発防止に向け、より厳正な確認体制を徹底し、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

1 経緯等

令和7年11月14日に高額介護サービス費の支給に係る事務処理において、担当係で支給内容の確認を行っていたところ、支給対象者ではなく、同姓同名の別の方に高額介護サービス費11,540円を支払っていたことが発覚しました。

このことから、誤入金した方へ説明及び謝罪を行い、高額介護サービス費の返金をお願いいたしました。

また、本来の支給対象者に説明及び謝罪を行い、高額介護サービス費のお支払い手続きを進めています。

2 原因

本件は、高額介護サービス費の支払処理において、支給対象者を選択する際に同姓同名の別の方を誤って支給対象者として選択していたことに起因し、担当者からの起案及び決裁の過程において、支給対象者の氏名及び住所の確認が不十分でした。

3 再発防止

今後、高額介護サービス費の支給について、まず担当が支給対象者の氏名及び住所等の確認を行うことに加え、照合できる一覧表等により係員が複数体制で再確認等を行います。

また、口座登録(債権者登録)の際に、同姓同名の方等については、氏名の前に地区名等記載し、選択時にわかりやすいように表記を行うことで登録誤りの再発防止を徹底します。